

免税販売管理システム改修の検討状況

【留意事項】

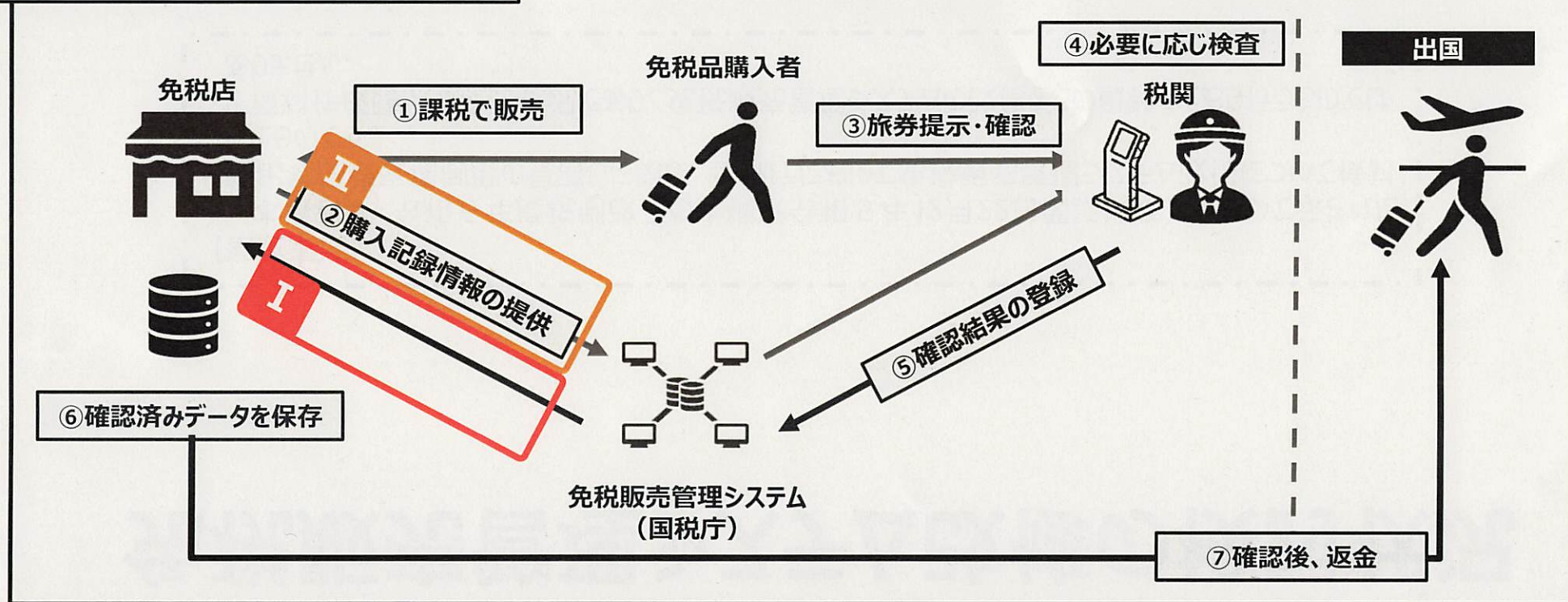
本資料は、令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）において示された輸出物品販売場制度の見直しに関し、国税庁において免税販売管理システム改修について検討したものです。

資料作成時点の検討状況であり、免税販売管理システムの改修をこの資料のとおり行うものではありません。

国税庁

輸出物品販売場制度の見直しにおける免税販売管理システム改修のポイント

持ち出し確認方式 具体的フロー（案）



I 税関確認情報（仮称）

免税要件となる「税関確認情報」について、免税店（又は承認送信事業者）が取得する仕組みを構築する。

Topic

- 1 取得方法
- 2 税関確認情報の項目

II 購入記録情報

返金実務を踏まえ、効果的な税関確認のため、購入記録情報の送信方法等を見直す必要。

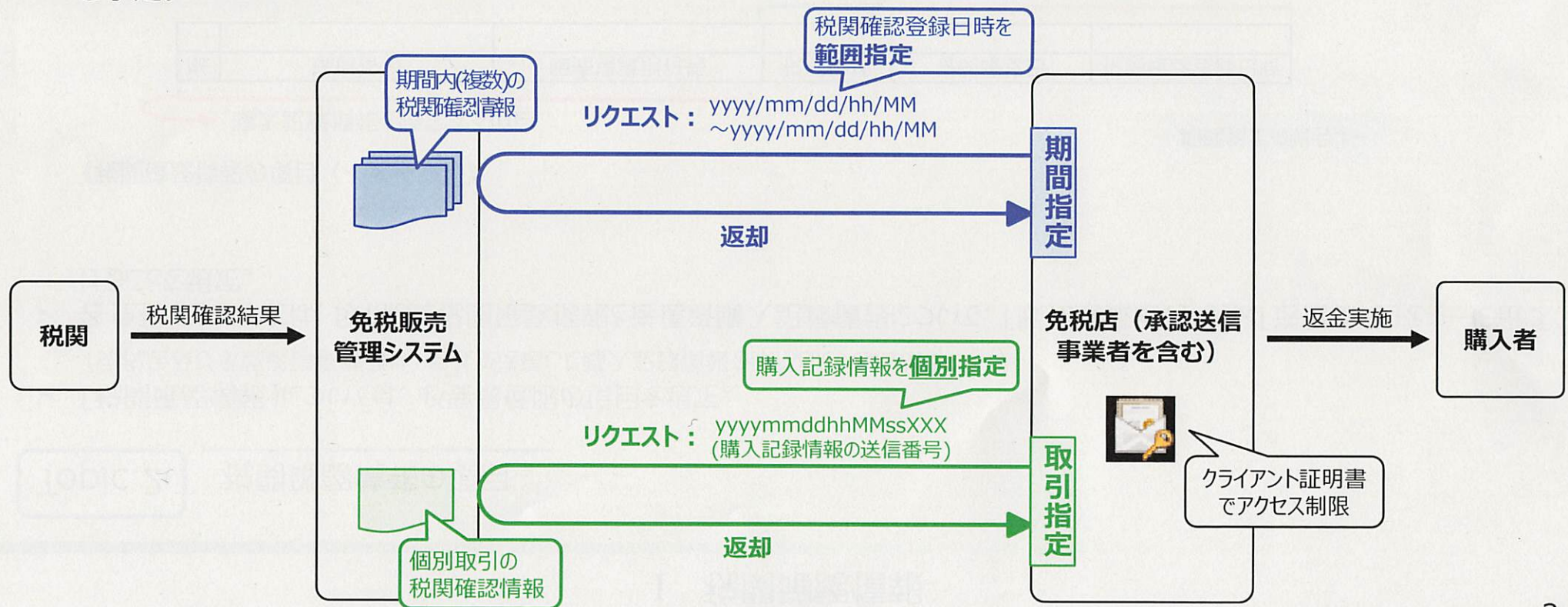
Topic

- 1 改正に伴うデータ項目の追加、削除等
- 2 送信データの訂正方法

I 税関確認情報

Topic.1 取得方法

- 免税販売管理システムから免税店（承認送信事業者を含む）が税関確認情報を取得する仕組みは、免税店からのリクエストに基づきデータを提供する「Pull型API連携」とする。
- 連携方式は、「期間指定」・「取引指定」の2パターンを想定。
- 「期間指定」は「送信者識別符号（or販売場識別符号）」×「税関確認登録日時（自至）」でリクエスト
- 「取引指定」は「送信者識別符号」×「販売場識別符号」×「送信番号」でリクエスト
- 返却する情報については、物品明細（物品一連番号）単位ではなく、購入記録情報（送信番号）単位を想定。
- リクエストの際は、購入記録情報の提供と同様、クライアント証明書を付加するなどのセキュリティ措置を講ずる予定。



I 税関確認情報

Topic.2 税関確認情報の項目

- 「税関確認情報」については、必要最低限の項目を想定。
(免税店及び承認送信事業者は、自社が送信した購入記録情報を保存しているため。)
- 各免税店においては、取得した税関確認情報と送信済購入記録情報について、「販売場識別符号」×「送信番号」をキーに紐づけることを想定。

《税関確認情報の項目（イメージ）》

購入記録情報を特定する項目

No.	送信番号	販売場識別符号	税関確認	税関確認日	税関確認登録日時

取引指定の照会キー

期間指定の照会キー

「1（持出確認済）」などを想定
※ その他の情報の返却は検討中

参考情報として付加

Ⅱ 購入記録情報

Topic.1 改正に連動する送信データ項目の追加、削除等

制度改正の内容により、購入記録情報の項目追加、削除などが想定される。

例) 一般物品と消耗品区分の見直し、免税店の許可体系の見直し、…など

Topic.2 送信データの訂正方法

現行制度においては、送信した購入記録情報に誤りがあったことなどにより送信データを訂正する場合には、

- ① 当初の購入記録情報を取り消すためのデータを送信した上で、訂正後の購入記録情報を送信する方法（洗替処理）
- ② 当初の購入記録情報と訂正後の購入記録情報の差分データを送信する方法（差分処理）

のいずれかの方法により行うこととしている。

《洗替処理》

	送信番号	品名	数量	単価	販売価額	その他の記録項目
当初	…001	A	5 個	10,000円	50,000円	
取消し	…002(変更)	A	▲ 5 個	10,000円	▲50,000円	原則変更なし
訂正後	…003(変更)	A	3 個	10,000円	30,000円	正しい情報で登録

問題点 1
訂正対象の購入記録情報が
明確でない

《差分処理》

	送信番号	品名	数量	単価	販売価額	その他の記録項目
当初	…001	A	5 個	10,000円	50,000円	
差分	…002(変更)	A	▲ 2 個	10,000円	▲20,000円	原則変更なし

問題点 2
都度、再計算が必要



- 現行の方式を継続することにより、購入記録情報の訂正があった場合、税関において確認に時間を要することが想定され、返金実務にも影響を及ぼす可能性。

Ⅱ 購入記録情報

Topic.2 送信データの訂正方法(続き)

- 「取消区分」の項目追加を予定。
- ・ 訂正の場合は、一度取消の送信を行った後、新規の送信番号に洗い替えて送信
 - ・ 取消の対象は、物品明細単位ではなく、購入記録情報単位とする
 - ・ 取消対象となる購入記録情報の送信番号の連携が必要となるが、①「取消対象送信番号」の項目を追加するか、②既存の「送信番号」に取消対象の送信番号を設定する方法にするか、のいずれかの方法を検討中

【取消/訂正方法のイメージ】

- ⇒ 取消対象の購入記録情報の送信番号を設定（2案のいずれかで検討中）
- ⇒ 取消レコードは「取消区分」に「9」（コード値は仮）を設定
- ⇒ 「送信番号」等、一部の項目については、当初送信と同じ内容を設定（そのほかについては自由設定）
- ⇒ 訂正の場合は、取消データを送信後（または同時）に、訂正後の購入記録情報を送信

【案1】

	送信番号	送信者識別符号	国籍	旅券番号	販売場識別符号	譲渡年月日	取消区分
当初	…001	12345…	USA	11111…	98765…	20240901	1
取消	…001	12345…	USA	11111…	98765…	20240901	9
訂正分	…002	12345…	USA	11111…	98765…	20240902	1

「1(取消以外)」
「9(取消)」

【案2】

	送信番号	送信者識別符号	国籍	旅券番号	販売場識別符号	譲渡年月日	取消対象送信番号	取消区分
当初	…001	12345…	USA	11111…	98765…	20240901	—	1
取消	…002	12345…	USA	11111…	98765…	20240901	001	9
訂正分	…003	12345…	USA	11111…	98765…	20240902	—	1

今後のスケジュール（案）：システム面の補足

関係省庁で検討されているスケジュール（案）について、免税販売管理システムの改修という観点で補足すると以下のとおり。

